

より良い世界に向けての観測

ヴァイサラは、その計測製品と関連サービスを通じて、安全性、効率性
および意思決定の向上を実現します。

私たちの運営方法は、顧客志向、革新性、誠実さ、そして協力関係によっ
て支えられています。これらは、ヴァイサラにおいても、パートナーやお
客様との関係においても、私たちの日々の活動の指針となっています。



この**ヴァイサラの販売およびサービスに関する一般条件**（以下「本条件」という。）は、ヴァイサラ株式会社（以下、「ヴァイサラ」「我々」「当社」という。）が、ヴァイサラの顧客（以下、「顧客」という。）に対して、製品（以下、「本製品」という。）の販売および交換、ならびに較正、修理、フィールドその他のサービス（以下、「本サービス」という。）の提供を行う条件を規定し、説明するものである。本製品および／または本サービスを購入するための発注書（ヴァイサラオンラインストアでの注文を含む。）、見積依頼書その他の文書を提出し、または本条件を参照するヴァイサラの文書に基づいて行動することにより、顧客は(a)本条件を完全に受諾し、(b)顧客の文書に添付された条件は効力を有さず適用されないことを認めるものとする。

ヴァイサラと顧客との取引は、本条件および該当する取引に関するヴァイサラの関連文書にのみ準拠するものとし、これらが一体となってヴァイサラと顧客との間の完全な契約（以下「本契約」という。）を構成するものとする。本契約は、当事者が合意して締結した別個の書面による合意（以下「合意書」という。）によってのみ、置換えまたは修正することができる。

共通の条件

1 価格・支払・税金	<p>1.1 本製品、本サービス、価格、その他の関連情報は、ヴァイサラの見積書または注文請書に記載される。本製品および本サービスの詳細説明は、関連する追加条件とともに、ヴァイサラの見積書または注文請書に添付された本製品固有の文書（以下「製品情報」）および／または本サービス固有の文書（以下「サービス情報」）に記載され、あるいは、その他の方法により顧客に提供される。</p> <p>1.2 ヴァイサラが与信枠を設定した場合、ヴァイサラの価格は、請求書の日付から 30 日以内との支払期日に基づくものとする。ヴァイサラは、異なる支払期日の適用に合意する場合があるが、その場合、追加料金が発生し得る。すべての支払いは、顧客が直接行わなければならない。</p> <p>1.3 いかなる種類の税金、関税、または追加料金もヴァイサラの価格に含まれておらず、そのような別途請求可能な項目はすべて、該当する顧客の請求額に追加される。各当事者は、適用される税法を遵守し、適用されるすべての税金を適切な当局に直接支払うものとする。</p> <p>1.4 支払期日を過ぎて未払いとなっている金額には、請求書の支払期日から年率 12%または法律上可能な最高額のいずれか低い方の利息が付加される。ヴァイサラは、遅延が発生した初日から、利息を含む未払額が全額支払われるまで、顧客へのすべての納品を停止する権利を留保する。</p>
2 コンテンツ・データの使用に関する責任	<p>2.1 本製品および本サービスによって提供または生成されたコンテンツまたはデータの使用または適用は、顧客および／または本製品および本サービスのエンドユーザーが単独で責任を負うものとする。顧客および／またはエンドユーザーは、それらのコンテンツおよびデータの使用または適用についての責任を引き受けるものとする。</p>
3 データの権利・ライセンス	<p>3.1 本契約においては、下記の定義が適用される。</p> <p>「製品データ」とは、本製品の性能、状態および保守に関するデータを意味する。</p> <p>「測定データ」とは、(i)ヴァイサラが提供または運営する本製品またはその他の機器によって測定または生成されたデータ、ならびに(ii)顧客のその他の機器によって測定または生成され、本サービスに関連してヴァイサラに提供されたデータ、および関連するメタデータ（測定の場所やタイミングなど）を意味する。</p> <p>「一般化データ」とは、測定データもしくは本製品データのさらなる処理、またはそれらと他の資料との組み合わせに基づくデータで、(i)顧客の身元に関する情報を含まず、(ii)測定データのデータ項目をそのままではなく、集計された形で、または他のデータ項目と組み合わせられた形のもの（測定データに含まれるメタデータがそのまま含まれる場合は除く）を意味する。</p> <p>3.2 顧客は、顧客がヴァイサラに提供した製品データおよび測定データに関する権利を保持する。</p>

3.3 本サービスの提供に関連して、ヴァイサラが測定データまたは製品データにアクセスする場合、その範囲において、顧客は以下のライセンスを許諾する。

1. ヴァイサラは、顧客に本サービスを提供する目的で、またヴァイサラの品質管理、研究開発の目的で、製品データを処理する権利を有するものとする。
2. ヴァイサラは、顧客への本サービスの提供（サポートおよびメンテナンス関連サービスを含む）を目的として、測定データを処理する権利を有するものとする。
3. ヴァイサラは、測定データおよび／または製品データに基づいて一般化データのセットを作成する権利を有する。一般化データのセットは、別個の独立したデータセットとみなされるものとし、測定データおよび製品データに関する顧客の権利、権原または利益は、このような一般化データを包含しないものとする。

3.4 ヴァイサラは、品質管理、研究開発（ヴァイサラの機械学習システムを開発する権利を含むがこれに限定されない。）および第三者への付加価値サービスの提供を目的として、測定データおよび／または製品データを使用する権利を有するものとする。ただし、第三者に開示される情報またはデータは、一般化データとし、測定データまたは製品データそのものは第三者に開示されないことを常に条件とする。

4 責任の制限

4.1 本製品および本サービスの価格は、適切な責任制限に基づいて設定されている。以下の制限から逸脱する場合には、価格の引き上げその他の見積書の変更が行われることがある。各当事者は本契約の締結の事前に以下の責任制限規定を熟読した。

4.2 重過失、故意または詐欺の場合を除き、顧客に対するヴァイサラの最大責任額およびヴァイサラに対する顧客の最大責任額は、かかる責任の原因となった本製品または本サービスの価格を超えないものとする。いずれの当事者も、逸失利益、営業権の喪失、代替品の購入費用等の間接的な損害については、たとえそのような損害が合理的に予見可能であったとしても、相手方に対して責任を負わないものとする。

4.3 本第4条のいかなる規定も、適用される法律に基づき制限または除外することができない当事者の権利には影響を与えず、またはそのように解釈されない。

5 損害賠償

5.1 各当事者は、第4条に定める範囲内で、本契約の履行における過失またはヴァイサラが提供する本製品もしくは本サービスに基づく人身傷害、死亡、または有形財産の損失に起因する、あらゆる第三者からの請求、要求、訴訟、行為、または手続き（およびそれに伴う費用、経費、債務）について、相手方当事者およびその取締役、役員、構成員、マネージャー、従業員、コンサルタント、請負業者、および代理人を免責し、防御し、補償するものとする。

5.2 前述の補償は、かかる傷害、死亡、または有形財産の損失の全部または一部が、補償を求める当事者の故意、重過失、または詐欺によって引き起こされた場合には適用されない。

6 不可抗力	<p>6.1 当事者は、計画通りに本製品を製造・配送し、顧客に本サービスを提供するためのヴァイサラの協調的な努力および意図にもかかわらず、すべての物事が計画通りに進むとは限らないことを認識している。本第6条は、以下に詳述するように、不可抗力の事象において各当事者を救済するものである。</p> <p>6.2 いずれの当事者も、不可抗力による納品遅延またはその他の義務（顧客の支払義務を除く）の正当な履行不能について責任を負わないものとする。不可抗力事象とは、影響を受ける当事者の商業的に合理的な支配を超えた事象であり、供給業者および下請業者に影響を与える事象も含まれ得る。</p> <p>6.3 不可抗力事象の影響を受けた当事者は、合理的な範囲で速やかに相手側当事者に書面で通知するものとする。各当事者は、本第6条に基づいて本契約の履行が6ヵ月以上中断された場合、書面による通知によって本契約を解除する権利を有する。</p>
7 本製品と本サービスのライフサイクル	<p>7.1 ヴァイサラは、常に本製品の改善に努め、顧客に最適にサービスを提供できなくなったと判断した本製品および本サービスを廃止する。ヴァイサラは、顧客に事前に通知することなく、いつでも本製品や本サービスの製造・提供を中止し、または設計や仕様を変更する権利を有する。</p> <p>7.2 ヴァイサラは、本製品および本サービスの製造もしくは提供の中止、または設計もしくは仕様の変更以前に締結した本契約については、すべて履行するものとする。</p>

本製品に関する特別条件

8 請求	<p>8.1 ヴァイサラは、見積書または合意書に別段の記載がない限り、本製品の発送時に、本製品の合計価格および関連する料金、費用、税金（該当する場合）の請求書を送付する。</p>
9 引渡し	<p>9.1 本製品の引渡しおよび価格は、FCA ヴァイサラの施設（ICC インコタームズ 2020）に基づくものとする。ヴァイサラは、これと異なる引渡条件の適用に同意する場合があります、その場合、追加料金が適用されることがある。ヴァイサラは、適用される引渡条件を見積書または注文請書に記載する。</p> <p>9.2 ヴァイサラは、表示されたリードタイムを守るために商業的に合理的な努力を払い、これに変更が生じる場合は顧客に通知する。なお、追加料金の支払いにより、迅速な配送が可能になる場合がある。</p>
10 受入れ	<p>10.1 本製品の納品後7日以内に顧客が数量または品質について書面（例えば、電子メール）による申立てを行わない場合には、受入があったものとみなす。</p>
11 危険負担・所有権	<p>11.1 本製品の損失および損害のリスクは、適用される引渡条件（ICC インコタームズ 2020）に基づき、顧客に移転する。</p>

11.2 本製品の所有権は、ヴァイサラが本製品の価格および追加の料金、費用、税金（該当する場合）の全額を受領した時点で、通知なく顧客に移転する。顧客は、ヴァイサラが所有権を顧客に移転するまで、商業的に合理的な手段を用いて本製品を保管し、保護するものとする。

12 製品保証

12.1 ヴァイサラは、納品日から 12 ヶ月間、本製品が仕上がりおよび材料の点において欠陥のない状態であることを表明し、保証する。

12.2 ヴァイサラのウェブサイト (<http://www.vaisala.com/en/contact/Pages/warranty>) に掲載される特定の本製品については、それより長期の保証期間が適用可能である。かかる本製品のリストは、ヴァイサラが随時、改定または調整をすることができる。

12.3 ヴァイサラは、ここに定める期間内に本製品が仕上がりまたは材料において不適合であることが証明された場合、ヴァイサラは、その他の救済手段を排除して、不適合製品またはその一部を無償で修理または自らの選択により交換する。かかる修理または交換された本製品は、その納品日から 6 ヶ月間の保証期間に服し、それ以外の点では当初の本製品またはその一部と同じ条件が適用される。ただし、当初の保証期間が 6 ヶ月間を超える場合は、当初の保証期間が適用される。ヴァイサラは、自らが選択するヴァイサラの施設または本製品の所在場所で本製品を修理することができる。本第 12 条に基づいて交換された不適合製品は、処分のためにヴァイサラが取得する。

12.4 本条の保証は、以下の事項を条件とする。

- a) 不適合が発生または判明してから 30 日以内に、申し立てられた不適合に関する立証のある書面による請求がヴァイサラに届いていること。
- b) 不適合が主張されている本製品またはその一部が、顧客による適切な梱包および表示がなされた形で、ヴァイサラの適切な施設またはヴァイサラが書面により指定するその他の場所に送付されること。但し、ヴァイサラが本製品の所在場所で本製品を検査し、修理または交換することに同意した場合は、この限りではない。
- c) 本製品の保証期間内であること。

12.5 運賃および保険料はヴァイサラの負担とする。ただし、顧客は、ヴァイサラのウェブサイトに記載されている、不適合製品の返品のためにヴァイサラが定めた返品承認（RMA）手続に従うものとする。

12.6 本保証は、不適合が以下の原因で発生した場合には適用されない。

- a) 通常使用による磨耗
 - b) 事故、盗難または破壊行為
 - c) 自然の力
 - d) 本製品の誤用、その他の不適切または許可されていない使用（例えば、本製品の取扱説明書に反するような使用）、または本製品の保管、維持、取り扱いにおける過失または過誤
-

e) 誤った設置もしくは組み立て、または本製品の不補修、その他のヴァイサラ補修指示に従わなかった場合（ヴァイサラが承認していない人員による修理、取り付け、組み立て、サービス、またはヴァイサラが製造または供給していない部品への交換を含む。）

f) ヴァイサラの事前承認のない本製品の修理または変更およびその追加

g) その他、顧客または第三者に起因するもの

12.7 ヴァイサラは、顧客から提供された材料、設計、または指示に起因する不適合について責任を負わない。

12.8 所定の本製品については、本第 12 条に定める標準的な保証に加えて、またはこれを逸脱して、特定の保証条件が設定されている場合がある。特定の保証条件がある場合、製品情報に記載される。

本サービスに関する特別条件

13 請求	13.1 ヴァイサラの見積書または合意書に別段の記載がない限り、ヴァイサラは、本サービスの完了時に本サービスの全価格ならびに発生した費用および経費を請求する。
14 履行場所	14.1 ヴァイサラは、ヴァイサラの見積書または合意書で指定された場所またはサイトで本サービスを実施する。指定された場所やサイトがない場合、本サービスはヴァイサラが選択したヴァイサラ（または下請業者）の施設で実施される。
15 受入れ	15.1 本サービスは、本サービス（またはその一部）の提供後、7日以内に、立証のある書面による請求をヴァイサラが受領しない限り、本サービス（またはその一部）の提供時に顧客が受け入れたものとみなされる。
16 サービス保証	<p>16.1 ヴァイサラは、本サービスが勤勉かつ職人らしく実施されることを保証する。別段の合意がない限り、本サービスは、ヴァイサラの標準的な手順および方法で実施される。</p> <p>16.2 本サービス（またはその一部）が本契約に準拠していないという立証のある書面による請求が第 15.1 条に定める期間内に顧客から提出された場合、ヴァイサラは、当該本サービスを不当に遅滞することなく再実施する。</p> <p>16.3 所定の本サービスについては、本第 16 条に定める標準的な保証に加えて、またはこれを逸脱して、特定の保証条件が設定されている場合がある。特定の保証条件がある場合、サービス情報に記載される。</p>
17 業務時間	<p>17.1 別段の合意がない限り、ヴァイサラの一週間の業務時間は、月曜日から金曜日まで、午前 6 時から午後 18 時までの 8 時間のシフト制とする。ヴァイサラは、本サービスが実施される国の標準的な祝日に加えて、以下の米国の標準的な祝日を適用する。</p> <p>ニューイヤード、メモリアルデー、7月4日（独立記念日）、レイバーデー、サンクスギビング、サンクスギビングの翌日、クリスマスイブ、クリスマス</p>

-
- 18 施設へのアクセス・安全衛生**
- 18.1** 顧客は、合意または通知された時間に、ヴァイサラが関連施設、顧客の人員、本製品その他の本サービスの対象物にアクセスできることを保証する。さらに、顧客は、ヴァイサラ（またはヴァイサラの下請業者）の人員が活動するすべての施設、および本サービスの対象となるすべての品目が良好な状態にあり、当該人員に健康上または安全上のリスクをもたらさないことを保証する。
- 18.2** 顧客は、顧客の施設にいる間、人員が安全もしくは健康上の危険、または傷害もしくは損害のリスクにさらされることを防ぐために、あらゆる必要な措置を講じるものとする。顧客は、必要なすべての安全および予防措置が講じられていることならびに本サービスが実施される条件および存在する可能性のあるリスクについて人員が十分に知らされていることを確保しなければならない。
- 18.3** 顧客は、該当ある場合には、本サービスの開始の少なくとも 4 週間前に、顧客の施設で有効なすべての関連安全規則をヴァイサラに通知する。ヴァイサラ（またはヴァイサラの下請業者）の人員が、施設が本サービスを実施するために安全ではないと単独の裁量により判断した場合、かかる人員は顧客に対して安全でない状況を通知するものとする。かかる人員は、安全衛生上の要件が顧客によって適切かつ完全に対処されるまで、罰則やヴァイサラに対する責任を負うことなく、本サービスの実施を拒否することができる。
- 18.4** 顧客は、ヴァイサラ（または下請業者）の施設に送付される一切の物品について、危険物、汚染物質または動植物が含まれることがないよう確保する。
-
- 19 下請**
- 19.1** 高品質の本サービスを提供し、さまざまな場所で効率的に顧客にサービスを提供するために、ヴァイサラは資格を有する下請業者を使用して本サービスを実施する場合がある。
- 19.2** ヴァイサラは、その下請業者の活動に対して責任を負うものとする。
-

ガバナンス条件

-
- 20 守秘義務**
- 20.1** ヴァイサラは、本製品、本サービス、およびそれらの適用に関して、特定かつ独自のデータ、情報、知識、ノウハウを有している。製品情報およびサービス情報、価格、図面、技術データ、技術、資料を含め、ヴァイサラが顧客に提供するデータおよび情報のうち、一般に公開されていないものはすべて、ヴァイサラの専有物であり、機密情報である（以下、「ヴァイサラ情報」という。）。顧客は、本契約の目的のためにのみヴァイサラ情報を使用することに同意する。顧客は、ヴァイサラ情報を第三者（顧客の関連会社および許可されたエンドユーザーを除く。）に開示してはならず、ヴァイサラ情報について、複製、逆コンパイル、修正、リバースエンジニアリング、または派生物の作成しをしてはならない。
- 20.2** 顧客は、特定の非公開情報（以下「顧客情報」という。）のヴァイサラへの開示を選択することがある。ヴァイサラは、顧客情報を本契約の目的のみに使用し、顧客情報を第三者（ヴァイサラの関連会社、代表者およびチャネルパートナーを除く。）に開示しないことに同意する。
-

20.3 当事者間で有効な秘密保持契約または機密保持契約が締結されていない限り、本第 20 条の義務は、最初の開示から 3 年間存続する。

21 知的財産権・補償

21.1 商標、著作権、商号、特許、意匠、および権原によって保護されているか否かにかかわらず、一方当事者の知的財産は、すべて当該当事者の単独の所有に属する。また、ヴァイサラが行った開発作業の結果として得られたすべての知的財産権は、ヴァイサラに独占的に帰属する。

21.2 ヴァイサラは、本製品または本サービスに関して、本契約または合意書で明確に付与された権利以外のいかなる権利も顧客に付与するものではない。顧客は、直接的または間接的に、ヴァイサラの知的財産権を侵害しないことに同意し、本製品または本サービスについて、複製、逆コンパイル、修正、リバースエンジニアリング、または派生物の作成をしてはならない。

21.3 ヴァイサラは、第三者の知的財産権の侵害を回避するために真摯に行動する。万一、その違反があった場合、ヴァイサラは、顧客に提供された本製品および/または本サービスが第三者の著作権、特許もしくは商標を侵害する、営業秘密の不正利用を構成する、またはその他の知的財産権もしくは所有権を侵害するという主張に起因して、第三者が提起した裁判、訴訟、仲裁、または紛争によって顧客ならびに顧客の取締役、役員、構成員、マネージャーおよび従業員（以下、総称して「顧客の被補償当事者」という。）が被ったすべての損害、損失、責任、費用および経費について、顧客の被補償当事者を免責し、防御し、補償する。

21.4 顧客の被補償当事者は、当該訴訟、仲裁または紛争について、遅滞なくヴァイサラに書面で通知するものとし、また、それらに関して、和解またはいかなる自認も行ってはならない。ヴァイサラは、自己の費用負担により、当該訴訟、仲裁または紛争を管理するための選択肢を与えられ、また、それらを防御するために必要なすべての情報、承認および支援を受けるものとする。

22 輸出管理・許認可

22.1 各当事者は、本製品および本サービスが、(i)米国商務省輸出管理規則(EAR)、米国国務省国際武器取引規則(ITAR)、またはその他の米国政府の要求事項、(ii)欧州委員会の規則、(iii)国連安全保障理事会の決議、および(iv)本製品および本サービスの輸出および再輸出に適用される現地の規制（以下、総称して「輸出管理規制」という。）に定められた輸出管理規制の対象となる可能性があることを認識している。

22.2 顧客は、顧客と本製品および/または本サービスのエンドユーザーが、いずれの輸出管理規制の規制対象者リストにも記載されていないことを表明する。

22.3 各当事者は、本製品または本サービス（またはそれから直接生じる製品、プロセス、サービス）を、直接的または間接的に、輸出管理規則に違反している国またはその国の者に意図的に輸出または再輸出しないことを、ここに同意する。

22.4 顧客は、本製品および本サービスを輸出、輸入および使用するために必要な輸出入の認可その他許可を取得する全責任を負うものとする。ヴァイサラは、すべての必要な認可および許可が得られるまで、本契約の履行を開始する義務を負わないものとする。

22.5 顧客は、本第 22 条の規定に違反した場合、本契約の解除、残余部分の納入の取消し、顧客との今後の取引の拒否、および第 5 条（一般補償）に基づく補償をもたらす可能性があることを了承する。

23 終了	<p>23.1 一方当事者に関して、破産手続き開始、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、特別精算手続き開始もしくはその他の支払不能に関する法的手続き又はそれらに類似する私的整理手続きの請求が開始された場合、他方の当事者は、他の権利または救済手段を損なうことなく、書面による通知をもって直ちに本契約を終了することができる。</p> <p>23.2 一方当事者が本契約の重大な違反をし、通知を受けてから 30 日以内にその違反を是正しなかった場合、違反をしていない当事者は、直ちに本契約を解除することができる。</p> <p>23.3 本契約が解除された場合、ヴァイサラは、引渡し済みの本製品および進行中の業務に起因する費用の支払いを受ける権利を有するものとする。</p>
24 譲渡禁止	<p>24.1 いずれの当事者も、本契約の全部または一部、または本契約に基づく権利もしくは義務を譲渡または移転することは認められない。但し、他方の当事者の書面による承認がある場合を除き、また、ヴァイサラについては、ヴァイサラグループ会社に譲渡または移転する場合を除く。かかる承認は不合理に保留されないものとしり。本第 24 条に違反して意図された譲渡は、無効とする。</p> <p>24.2 本第 24 条のいかなる規定も、ヴァイサラが下請業者を利用する権利を制限するものではない。</p>
25 権利の非放棄	<p>25.1 本契約に基づくいずれかの権利の不行使は、その将来の行使またはその他の権利の放棄とはみなされない。</p>
26 プライバシー	<p>26.1 ヴァイサラは、顧客の代表者のプライバシーを尊重し、顧客の個人データを、本契約の目的、およびヴァイサラのチャネルパートナーや代表者によるマーケティングを含むヴァイサラの製品およびサービスに関連するマーケティング活動のためにのみ使用することに同意する。詳細は、https://www.vaisala.com/en/vaisala-policies#privacy-policy にあるヴァイサラのプライバシーポリシーに記載される。</p>
27 リファランス	<p>27.1 ヴァイサラは、販売プレゼンテーションおよび他の顧客との販売活動において、顧客をヴァイサラの顧客と称することができる。顧客からの書面による同意を得た場合は、ヴァイサラはあらゆる種類の通信およびメディアで顧客をヴァイサラの顧客と称することができるものとする。</p>
28 準拠法・紛争解決	<p>28.1 本契約は、法の抵触に関する規則にかかわらず、日本法に準拠する。国際物品売買契約に関する国連条約（CISG）の適用を排除することを明示的に合意する。</p> <p>28.2 両当事者は、本契約に関連する、または本契約から生じるいかなる紛争も、まず誠実な交渉による解決を試みるものとする。当事者が交渉によって紛争を解決できない場合、日本の東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。</p>